

一般社団法人 大雪山・山守隊 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人大雪山・山守隊と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を北海道上川郡当麻町に置く。

2 この法人は、前項のほか、社員総会の決議により従たる事務所を必要な場所に置くことができる。

(目的)

第3条 当法人は、大雪山における生物多様性に配慮した自然環境を、地域の方々と共に保全し、次世代へ繋げていくこと、そしてその活動を全国各地の山岳地域と共有、波及していくことを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 登山道（歩道）や休憩所などの維持管理業務
- (2) 登山道の補修、整備の技術指導
- (3) 登山道や周辺施設を活用した環境教育事業
- (4) 登山道維持管理イベント・自然観察会・会議やシンポジウムの企画運営などのイベント事業
- (5) 登山道整備の指導者や自然観察会のインタープリター育成・企業研修やインターンの受け入れなどの人材育成事業
- (6) 登山道に関する情報収集・情報発信事業
- (7) 大雪山全体に関する情報収集・情報発信事業
- (8) 大学や研究機関との協働による調査研究活動のサポート事業
- (9) 各行政機関および自治体間、地権者、山岳会、観光協会、ボランティア団体、その他民間団体との連携・協力体制の確立
- (10) その他、この法人の目的を達成するために必要と認められる事業

2 当法人は、次のその他の事業を行う。

- (1) 物販の販売
- (2) 宿泊事業
- (3) 会員相互の交流を図る事業
- (4) 役務の提供

3 前項に掲げる事業は、第1項に掲げる事業に支障が無い限り行うものとし、利益を生じた場合は、第1項に掲げる事業に充てるものとする。

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は、官報に掲載して行う。

(機関の構成)

第5条 当法人は、当法人の機関として理事会及び監事は置かない。

第2章 会員

(種別)

第6条 当法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」と言う）上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 当法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 当法人の会員として入会しようとする者は、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとし、代表理事の承認を受けなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 当法人の会員が、当法人の名誉を傷つけ、又は、当法人の目的に反するような行為をしたとき、社員総会の決議により除名することができる。

第3章 社員総会

(開催)

第12条 当法人の定時社員総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて随時開催する。

(招集)

第13条 社員総会は、理事の過半数の決定に基づき代表理事が招集する。

(決議の方法)

第14条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、出席した社員の議決権の過半数をもって行う。

(議長)

第15条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会において議長を選出する。

(議事録)

第16条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに署名又は記入押印する。

第4章 理事

(理事の設置)

第17条 当法人に、理事3名以上を置く。

2 理事のうちから、代表理事を1名定め、代表理事をもって理事長とする。

(選任)

第18条 理事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

2 代表理事は、理事の互選によって定める。

(理事の職務及び権限)

第19条 理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、その職務を執行する。

2 代表理事は、当法人を代表し、その業務を統括する。

(任期)

第20条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(解任)

第21条 理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

第5章 資産及び会計

(事業年度)

第22条 当法人の事業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までの年1期とする。

(資産の管理)

第23条 当法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、社員総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(事業報告及び決算)

第24条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類については、その内容を報告し、第3号から第5号までの書類については、承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の付属明細書

(3) 貸貸対照表

(4) 損益計算書

(5) 貸貸対照表及び損益計算書の付属明細書

2 前項の書類を主たる事務所に5年間据え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に据え置き、一般の閲覧に供するものとする。

3 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(剰余金の分配の禁止)

第25条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第6章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第26条 本定款は、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

(解散)

第27条 当法人は、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議その他法令に定める事由によって解散する。

(残余財産)

第28条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第7章 附則

(最初の事業年度)

第29条 当法人の最初の事業年度は、当法人の設立の日から平成31年2月末日までとする。

(設立時役員)

第30条 当法人の設立時役員は、次の掲げる者とする。

設立時理事	岡崎哲三
設立時理事	愛甲哲也
設立時理事	山口和男
設立時代表理事	岡崎哲三

(設立時社員)

第31条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

住所 北海道上川郡当麻町伊香牛1区

設立時社員 岡崎哲三

住所 北海道旭川市末広1条10丁目5番21号

設立時社員 下條典子

(法令の準拠)

第32条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人設立のためこの定款を作成し、設立時社員が次に記名押印をする。

平成30年3月26日

設立時社員 岡崎哲三

設立時社員 下條典子